

●香川県告示第396号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和2年12月11日から同月25日まで下笠居漁業協同組合において縦覧に供する。

令和2年12月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名
高松市亀水町592番地6号 藤本 聖二
高松市亀水町336番地 内山 弘
高松市亀水町428番地 高橋 孝三
- 2 加入区の名称
下笠居加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
下笠居漁業協同組合